亀戸エリアプラットフォーム規約

（名 称）

第１条　この会の名称は、亀戸エリアプラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）とする。

（目 的）

第２条　プラットフォームは、亀戸を江東区の北の玄関口とするため、民間事業者、関係団体、行政機関等が一体となって議論しアクションを起こすことを目的とする。江東区都市計画マスタープラン 2022 に示される亀戸都市核周辺において、官民協働の取り組みにより亀戸の魅力の向上に寄与する。

（エリア）

第３条　プラットフォームの活動の対象は、江東区亀戸１丁目から９丁目とする。

（活 動）

第４条　プラットフォームは、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

（１）未来ビジョンの策定に向けた調査、検討

（２）未来ビジョンの策定

（３）未来ビジョンに基づく事業実施

（４）亀戸のまちづくりに関する情報共有及び意見交換

（５）羽亀まちづくりプロジェクトの運営支援

（６）その他、目的の達成のために必要な事項

（組 織）

第５条　プラットフォームは、次に掲げる者をもって組織する。

（１）羽亀まちづくりプロジェクト運営委員会

（２）活動対象エリア内に事業所等の拠点を有する法人等

（３）活動対象エリア内におけるまちづくり勉強会等を支援する法人等

（４）学識経験者、まちづくりに関わる専門人材等

（５）行政機関

（事務局）

第６条　プラットフォームの事務を処理するため、事務局を江東区都市整備部まちづくり推進課に置く。

２　組織の運営が円滑に進むまでの期間は、江東区とその協力事業者で担うこととする。

（加入・脱退）

第７条　プラットフォームへの加入は、加入届の提出により行う。

２　プラットフォームへの加入を希望する者は、別に定める加入届により、事務局に届け出ることとし、構成員に確認した上でこれを決定するものとする。

３　プラットフォームからの脱退は、脱退届の提出により行う。

（役 員）

第８条　プラットフォームに、次に掲げる役員を置く。

（１）会長　　１名

（２）副会長　１名

２　会長は、プラットフォームを代表し、その運営を管理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

４　会長、副会長は、構成員の互選により定める。

５　会長、副会長の任期は２年とし、再任を妨げない。

（会 議）

第９条　プラットフォームの会議は、必要に応じて会長が招集し開催する。

２　プラットフォームの活動のため必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、プラットフォームの会議への出席を求めて説明もしくは意見を聴取し、または資料の提供を求めることができる。

（守秘義務）

第１０条　プラットフォームの構成員は、活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員ではなくなった後も同様とする。

（雑 則）

第１１条　この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則　この規約は、令和７年１２月１９日から施行する。